

長浜市スポーツ推進委員旅費支給（内規）

委員が研修等に参加、出席した場合、研修にかかる運賃、宿泊費の実費分を予算の簿範囲内で支給する。

旅費運賃および旅費宿泊の計算については長浜市職員旅費支給条例に準じる。（条例第 8 条）

宿泊費 10,900 円（上限）

運賃 実費相当分

支給額の決定については理事会にて決定する。

研修参加人数により予算が不足する場合は参加者より徴収するものとする。